

閱覽用

令和8年2月25日

第2回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和 8 年 第 2 回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 2 月 25 日（水曜日）午前 10 時 00 分から

2. 開催場所 大河原町役場 2 階 第 1 会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員 9 名・農地利用最適化推進委員 6 名 合計 15 名）

農業委員 1 小笠原 良 一

農業委員 3 鎌 田 美智雄

農業委員 4 菅 野 正 信

農業委員 5 佐 藤 富 男

農業委員 6 庄 司 貞 良

農業委員 7 鈴 木 勉

農業委員 8 松 井 誠 子

農業委員 9 長 山 清 市

推進委員 2 鈴 木 利 弘

推進委員 3 高 橋 卓 也

推進委員 4 長 山 務

推進委員 5 長 山 恵

推進委員 6 橋 本 康 範

○欠席委員

農業委員 2 角 田 真由美

推進委員 1 坂 口 久 雄

○事務局出席者

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長 半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

4. 議事日程

○日程第 1 会議録署名委員の指名

○日程第 2 会期決定

○日程第 3 議事

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

第 4 号議案 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

○日程第 4 報告

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

5. 会議概要

午前 9 時 54 分 開会

○事務局次長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思います。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和 8 年第 2 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく願います。

○会 長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

昨日も私ここで会議がありまして、最近コロナがまた増えてきているという事で、着座にて進めて行きます。願います。

まずこの前のオリンピック、私久しぶりに涙を流しながら応援しながら観戦していました。大変素晴らしい。直向きな努力が実を結ぶというか、努力はオリンピックでなくても農作業でも何でも同じだと思います。直向きに努力する事が実を結ぶのではないのかなと思いますので、一つよろしく願います。

それと今日は久しぶりに雨が降りましたが、天気予報を見ると今年も大変暑くなる予報が出ておりますが、体調には十分注意して進めて頂きたいと思います。

それでは早速ですけど議事に入りたいと思います。よろしく願い致します。

○議 長 今日は角田委員さんと坂口委員さんの 2 人がお休みという事で、本日の出席者は 15 名中 13 名という事で、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、まずこの総会は成立している事をご報告致します。

それでは日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項に基づきまして、7 番の鈴木勉委員と 8 番松井誠子委員にお願い致します。よろしく願います。

続きまして日程第 2「会期の決定」でございます。本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

はい。異議なしという声がございますので、本日 1 日と決定させていただきます。

次に日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案第 1 号から第 4 号、報告事項となっておりますので、よろしく願い致します。まず第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 に入りますが、私に関連がありますので、進行を庄司職務代理にお願い致します。よろしく願います。

（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。進行番号 1 を上程します。事務局説明願います。

○事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、福田字大在家。地目台帳及び現況が畑。面積が508㎡となります。理由と致しましては、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該地を借り受け、農業経営の充実を図る。権利の設定と致しましては賃借権設定です。対価総額の方は5,000円、10アール当たり9,842円。契約期間と致しましては、令和8年3月1日から令和18年2月29日となっております。賃借人の農業経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いします。はい、小笠原委員。

○小笠原良一委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また一般的な畑作を行うとの事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は農地所有適格法人であり、法的要件を満たしています。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。（「ありません。」の声あり。）

質疑なしという声がありました。これから採決をします。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成、進行番号1は許可相当と致します。それでは進行を会長に戻します。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございました。次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字東原町。地目台帳及び現況が畑。面積が238㎡となっております。理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。移転の別としましては所有権移転です。施設の概要と致しましては居宅建築71.83㎡、駐車場3台分。工事期間と致しましては、許可後から令和8年10月31日までとなっております。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原合同庁舎前、庁舎南側の上川原集会所近くの住宅地にあり、平坦かつ区画整理させていることから何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設

の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に農地はなく問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はありませんので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「なし。」の声あり。）

なしという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。申請地と致しまして、字大巻。地目台帳及び現況が畑。面積が252㎡となっております。理由と致しましては、譲渡人相手方要望により贈与する。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しましては居宅建築69.56㎡、駐車場3台分となっております。工事期間と致しましては、許可後から令和8年10月31日まで。農地区分は第3種農地です。備考と致しまして、譲渡人が、農地の方を駐車場として既に利用しておりまして、そこからの贈与で居宅建築って形になりますので、それで理由書の方を提出頂いております。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はヒルズはねっこアリーナの東側近くにあり、平坦な地形である事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。農地はありませんので問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。駐車場として利用されている以外問題はありませので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願い致します。はい、鎌田委員。

○鎌田美智雄委員 はい。以前私が推進委員の時に、議案が提出されて見て来ましたが、アパートの駐車場として3台利用しているのかと思っていましたが、仮にそのアパートの方の駐車場であれば、その3台分がその隣だったかな？そのアパートに移動するのか？その分も含めての話なのでしょうか？

○議 長 はい、事務局お願いします。

○事務局係長 はい。こちら農地台帳上はまだ農地として残ってしまっていて、そのアパートの時に、この地番は該当していなかったのかなと思います。

○鎌田美智雄委員 逆に、それを無許可で土地を貸していたって事になりますよね？

- 事務局係長 はい、そういう事になります。それで今回所有者の方から、違反転用って形でしたので、理由書を付けて頂いて。
- 鎌田美智雄委員 それを旨いこと。
- 事務局係長 はい、ですから私アパートとかも把握していなかったの。
- 高橋卓也委員 前任者の時代だったから。
- 鎌田美智雄委員 確かそういうのがあったからね。はい、分かりました。
- 議長 はい、そういう事でございます。その他ございませんか？（「なし。」の声あり。）
- はい。ないという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。
- 次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。進行番号1を上程しますが、私に関連のある案件ですので、進行を庄司会長職務代理にお願い致します。よろしく申し上げます。（会長、退席。）
- 会長職務代理者 はい、進行を代わります。進行番号1を上程します。事務局説明をお願いします。
- 事務局主事 はい。第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」進行番号1・金ヶ瀬地区。利用権を設定する土地と致しまして堤字車堂。地目台帳及び現況が田。面積が590㎡となっております。その外4筆ございまして、計田5筆で、面積が3,933㎡です。利用権の設定の内容と致しましては、利用権の種類、賃借権設定。内容が水田利活用です。反当の支払い方法ですが金納反当10,000円となっております。存続期間と致しましては、令和8年5月1日から令和18年4月30日の10年間の契約となります。利用権設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しましてこちら新規の案件となります。以上です。
- 会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いします。はい、松井委員。
- 松井誠子委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事について問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から、今回の促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。
- 会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。質疑があれば承ります。はい、鈴木委員。
- 鈴木勉委員 はい。確認ですけど、1号からこのページの4号まで新規となっておりますが、これはあくまでも、今までの基盤強化法から促進法に代わって中間管理機構に出すので、これを新規という事でいいのですか？今までここは誰が作っていたのですか？今までもここは斟酌人が作っていたって事ですか？確認です。

○会長職務代理者 はい、では事務局。

○事務局係長 今まで賃借人がやっていましたが、これから今ほ場整備絡みで中間管理機構にしないとだめだという事で、行っています。

○鈴木勉委員 はい、分かりました。

○会長職務代理者 その他ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ないのでこれから採決をします。第3号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。進行番号1は許可相当とし、中間管理機構に進達する事にします。それでは進行を議長に戻します。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございます。進行に戻りまして進行番号2を上程します。また賃借人が同じですので、進行番号3・4と報告事項も関連があります事から併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字中の内前。地目台帳及び現況が田。面積が772㎡となっております。利用権の設定内容と致しましては、利用権の種類が賃借権設定。内容が水田利活用。金納が反当当たり10,000円となっております。存続期間と致しましては、令和8年5月1日から令和18年4月30日の10年間の契約となります。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。関連と致しまして、関連報告第1号・進行番号1と関連がありますので、こちらの報告は併せて省略させて頂ければと思います。

続きまして進行番号3・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、堤字中の内前。地目台帳及び現況が田。面積が574㎡となっております。その外1筆ございまして、計田2筆で、面積が1,301㎡となっております。こちらですが、利用権設定の内容と利用権の設定を受ける者の経営状況は、2番と一緒にしますので、こちらも省略させて頂きます。関連と致しまして、関連報告第1号・進行番号2とこちらも関連がありますので、報告の方はこちらも省略させて頂きます。

続きまして進行番号4・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字中の内前。地目台帳及び現況が田。面積が1,011㎡となっております。その外3筆ございまして、合計田4筆で、面積が3,003㎡。こちらも利用権の内容と利用権設定を受ける者の経営状況は省略させて頂きます。備考と致しまして、こちらは新規の契約となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山恵委員 はい、詳細は事務局の説明の通りです。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事について問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また一般的な稲作を行うとの事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から、今回の促進計画案は地域計画の達成に資すると認められると考えますので、皆様のご審議方よろしく申し上げます。

- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）
- ありませんね。それではこれから採決を致します。第3号議案の進行番号2から4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。
- 次に進行番号5を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい、進行番号5・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字新横町。地目台帳及び現況が田。面積が4,983㎡となっております。利用権の種類が賃借権設定。内容が普通畑利活用です。賃貸支払い方法が金納反当当たり15,000円となっております。存続期間と致しましては、令和8年5月1日から令和18年4月30日の10年間の契約となります。利用権を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。備考と致しまして、こちらは再設定の案件となっております。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は麦・大豆で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場整備された地区もありますが、一般的な耕作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から、今回の促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- はい。ありませんという事で、私の方からこの枝豆ハーベスタだけど、止めているから多分無いと思うけど。
- 事務局主事 はい、分かりました。確認します。
- 議 長 それでは採決を致します。第3号議案・進行番号5について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。
- 次に進行番号6を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい、進行番号6・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字三吉。地目台帳及び現況が田。面積が1,007㎡となっております。その外2筆ございまして、合計田3筆、面積が3,036㎡です。利用権の設定の内容と致しまして、利用権の種類が賃借権設定。内容と致しまして水田利活用。賃貸支払い方法ですが、こちら金納反当当たり13,000円となっております。存続期間が令和8年5月1日から令和18年4月30日の10年間の契約となっております。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。こちら新規の契約となっております。以上です。

- 議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説の通りです。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また一般的な稲作を行うとの事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- はい。ありませんという事で、これから採決を致します。第3号議案・進行番号6について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。
- 次に第4号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい、第4号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、福田字宮下。地目台帳及び現況が畑。面積が255㎡となっております。その外5筆ございまして、合計畑6筆で、面積が2,567㎡です。非農地となった時期が平成14年頃。申請人の理由と致しましては、当該地は平成14年頃に元所有者が相続により取得した当時から耕作不能であり、現在まで休耕しており農地として復元する事は困難であるという事でした。非農地証明の適用と致しましては、「農地法関係事務処理の手引き（令和7年6月宮城県農業会議作成）」の物になります。「104ページ、非農地判断、4.判断基準、ア。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当致します。「105ページ、非農地証明、3.証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当致します。以上です。
- 議長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。
- はい、小笠原委員。
- 小笠原良一委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。申請地は登記地目が畑で、現況は山林となっています。平成14年頃から耕作されなくなり、雑木等が繁茂し、現在に至って至っています。2、再び農地として利用される可能性がないか。既に20年以上経過し、雑木等も相当大きくなっており、今後も畑作は困難であり、農地に復元する事はないと思います。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。耕作不便等により非耕作地となり、非農地となった事は止むを得ないと思われれます。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。非農地になった経緯及び20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われれます。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）
- ありませんという事で、これから採決を致します。第4号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。
- 次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字町裏。地目台帳が畑、現況が宅地。面積が124㎡となっております。非農地となった時期と致しましては昭和47年頃です。申請人の理由と致しましては、当該地は昭和47年頃に宅地の通路として使用しており、現在に至るため、農地として復元する事は困難であるという理由でした。非農地証明の適用と致しましては、「農地法関係事務処理の手引き（令和7年6月宮城県農業会議作成）」の物です。「104ページ、非農地判断、4.判断基準、イ。ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当致します。「105ページ、非農地証明、3.証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当します。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。申請地は登記地目が畑で、現況が宅地になっています。昭和47年頃から宅地の通路として利用しており、現在に至っています。2、再び農地として利用される可能性がないか。既に54年以上経過し、通路として利用してきた経緯から、農地に復元する事はないと思います。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。昭和47年頃から耕作不便により、宅地の通路として使用しており、非農地に至った事は真に止むを得ないと思われれます。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。非農地に至った経緯及び20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると考えられます。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）
- はい。ないという事で、これから採決を致します。第4号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。
- 次に協議事項「令和8年度大河原町農業（労働・作業）標準料金表（案）について」を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局係長 はい。（協議事項について、資料を基に朗読説明。）
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただいま賃金表について事務局から説明がございましたけど、皆さんの方から何かありましたらお願いします。はい、長山委員。

- 長山務委員 草刈り作業の自走草刈り機どっちもだけど、これは時間以外には出来ないですか？例えばトラクターの草刈り機って、作業機で140万ぐらいして、ロータリーより高いのに、耕耘作業で6,700円10アール取って、10アールって大きいトラクターだと20分くらいで終わるから、草刈りを1時間でやるのはかなり損じゃない？
- 議 長 その割合ね。
- 長山務委員 距離単位にしてもらえるといいけど、時間だと合わない。自走草刈り機の手押しの方で40万しないくらい。それに人夫入っているでしょ？1,100円ってなるとすごくない？
- 議 長 安いって言う事だね。いま長山務委員の方から、トラクターとかのそういう案が出ましたけど、あと皆さんの方から何かあれば、務委員どういう風にしたら？
- 長山務委員 トラクターとかだったら距離単位でもいいし。
- 議 長 距離？
- 長山務委員 うん。刈り幅だって大体140から160の間なので、それでやるとかだと有難い。
- 鈴木勉委員 値段掛けにしたい、トラクター。
- 事務局係長 面積じゃなくて。
- 小笠原良一委員 距離か面積にした方が。
- 事務局係長 どっちかを出す。
- 議 長 時間ではなく、距離か面積ね。
- 鈴木勉委員 面積掛けね。距離だと。
- 事務局係長 距離だと出し方が難しいかなと。
- 議 長 正直、草刈りハンマーの機械も高い物だからね。作業時間も1時間とすると結構作業・労働時間はします。だからこれどういう風にしたらいいのかな？そういう案が出たっていう事で、明日検討・協議しますか？
- 事務局係長 はい、検討します。
- 議 長 そういう事で務委員、明日検討して詳細を報告します。あと皆さんの方から何かございませんか？はい、高橋委員。
- 高橋卓也委員 刈払機ですけど、1m15円ですよ？刈払機って使う所、悪所のとんでもない法面とかそういった所で使うので。
- 事務局係長 あくまでこれは平坦地で挙げさせてもらっていて、そういう条件があればそこはお互いで協議って形にはなるのかなと思います。あくまで標準地点って考えると平坦な土地で出しています。
- 鈴木勉委員 メーターでは合わない。面積でないと、刈払いって幅もあるし、それぞれ違うからメーターだとちょっと一振りね。だからメーターだと今後検討した方がいいよ。一応工事関係とか作業関係は単価が平米だから、長さじゃないから。
- 事務局係長 一応周りの市町村とかも確認すると、やっぱり時間で出すか距離で出すかになっているようです。
- 鈴木勉委員 平米じゃない？
- 事務局係長 平米ではないです。
- 鈴木勉委員 土木工事というか作業だと平米だね。その辺がメーターだと幅何ほでもメーターってなるから、1mでも幅5mでも50cmでも1mってなるよね。
- 高橋卓也委員 本当悪所にしか刈払機使わないし、上大谷の方だと畦畔自体も3mくらいあるから。

○鈴木勉委員 そこ二段書きで平坦地と傾斜地については協議とかしたら？

○議長 長 平坦地と法面とね。やっぱり草刈りというと草の伸び具合もあるよね。細々と言ったら大変だと思うけど、これも明日。

○会長職務代理者 傾斜地で二段にしたいの？

○議長 長 二段に。

○事務局係長 二段書きに。

○会長職務代理者 傾斜は入れない様にしたらいい。

○議長 長 これも明日議題で協議する様にしたらいいと思います。

○事務局係長 はい、分かりました。

○議長 長 はい。そういう事で、自走の草刈機と刈払の分ね。そういう風に明日検討させて頂きたいと思います。あと皆さんの方から何かございますか？（「ありません。」の声あり。

では今の 2 点は明日の検討委員会で決めて行くという事で、よろしくお願い致します。

これでいいですか？（「はい。」の声あり。）

これで協議事項については終わります。

その他皆さんから何かございますか？（「ありません。」の声あり。）

はい。では以上を持ちまして本日の案件は全て終了しました。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。


○事務局次長 はい、会長ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。よろしく申し上げます。

○会長職務代理者 はい、今日のご苦勞様でした。これで会議を終わります。


（「ご苦勞様でした。」の声あり。）

午前 10 時 52 分 閉会

令和8年2月25日の会議録署名委員

議長 長山清市  印

署名委員（7番委員） 鈴木勉  印

署名委員（8番委員） 松井誠子  印

令和8年2月 第2回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）